

県南広域振興局長告示第 156 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、西和賀土地改良区（西和賀町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 26 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

(1) 理事

高 橋 繁 春	和賀郡西和賀町沢内字大野 19 地割 106 番地 4
平 沢 卓 司	” ” ” 字泉沢 9 地割 16 番地 3
藤 原 輝 夫	” ” ” 字川船 26 地割 2 番地 1
近 藤 英 三	” ” ” 字猿橋 33 地割 50 番地
高 橋 昭 貴	” ” ” 字太田 9 地割 3 番地
佐々木 勝	” ” ” 字前郷 4 地割 86 番地 1
為 田 收 一	” ” ” 字新町 16 地割 4 番地
石 川 隆 男	” ” ” 字大野 9 地割 29 番地 1

(2) 監事

柿 沢 茂	和賀郡西和賀町沢内字鍵飯 17 地割 16 番地
照 井 亨	” ” ” 字長瀬野 19 地割 13 番地 10
高 橋 哲 雄	” ” ” 清水ヶ野 18 地割 5 番地 23

2 退任

(1) 理事

藤 原 源 一	和賀郡西和賀町沢内字槻沢 27 地割 74 番地 3
藤 原 輝 夫	” ” ” 字川船 26 地割 2 番地 1
平 沢 卓 司	” ” ” 字泉沢 9 地割 16 番地 3
藤 田 藤 雄	” ” ” 字猿橋 33 地割 74 番地
高 橋 昭 貴	” ” ” 字太田 9 地割 3 番地
佐々木 勝	” ” ” 字前郷 4 地割 86 番地 1
為 田 收 一	” ” ” 字新町 16 地割 4 番地
石 川 祐 一	” ” ” 字大野 11 地割 5 番地 4

(2) 監事

高 橋 勝 則	和賀郡西和賀町沢内字猿橋 35 地割 34 番地 1
高 橋 繁 春	” ” ” 字大野 19 地割 106 番地 4
吉 田 一 昭	” ” ” 字川船 23 地割 18 番地 4